

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		平成29年度 第2回 川西市国民健康保険運営協議会		
事 務 局 (担 当 課)		健康福祉部 国民健康保険課 (内線2632)		
開 催 日 時		平成29年12月12日(火)午後1時30分		
開 催 場 所		川西市役所 4階 庁議室		
出 席 者	委 員	中原 光治 板東 一仁 白崎 邦男 織田 行雄 松浦 孝治 樋口 淳一 野原 登志子 田村 幾男 鎌田 満子		
	事務局	健康福祉部長 長寿・保険室長 国民健康保険課長 保険収納課長 国民健康保険課主査		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会 議 次 第		議題 1 平成30年度国民健康保険制度改革について 2 その他		
会 議 結 果		国民健康保険制度改革について、委員に対し、説明が行われた。		

審議経過

会長

それでは定刻が参りましたので、ただいまより、平成29年度第2回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、健康福祉部長より、皆様にごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

部長

皆様、こんにちは。健康福祉部長の根津でございます。

今週は一段と寒いですが、本日の平成29年度第2回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の国民健康保険事業の運営に、種々ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、懸案となっております国保制度改革のスタートまで4か月を切り、準備もいよいよ本格化してきております。今月1日には県の第3回運営協議会が開催されまして、新制度に移行するにあたりましての激変緩和措置の変更案が示されるとともに、同運営協議会終了後には、仮係数による納付金と標準保険料率の結果が通知されております。本日はそれらの資料について皆様へご説明させていただくこととなっております。来年1月には本係数に基づいた納付金と標準保険料率が示される予定ですので、1月以降、本格的な新しい税率改定の議論を進めてきたいと考えております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

会長

本日は、有本委員、藤末委員、佐々木委員が欠席されております。それでは議事を進めたいと思います。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思えます。私から指名をさせていただきたいと思えますけれどもご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、松浦委員と板

東委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、議題に基づきまして進行させていただきます。

協議事項第1「国民健康保険制度改革について」を議題といたします。
内容について、事務局より説明をお願ひいたします。

室長

長寿・保険室室長の山本でございます。まず会議資料の確認をさせていただきます。本日は、事前に4点お配りしております。右上に「資料1」と書いております「国民健康保険制度改革について」と資料2「兵庫県国民健康保険運営方針（案）」という資料、資料3「平成30年度仮係数に基づく納付金及び標準保険料率について」という資料、資料4「川西市国民健康保険事業特別会計の科目の変更について」をご用意させていただいております。さらに、資料3の追加資料といたしまして、「近隣市の標準保険料率の比較」を本日お配りしております。また、おそれいりますが、資料1の1ページをご覧ください。1か所訂正箇所がございます。資料右側の「ガイドライン」の文字が途中で切れております。お手数ですが、訂正いただきますようお願いいたします。資料については、おそろいでしょうか。

それでは順次説明を始めさせていただきます。

資料1の1ページ目の国民健康保険運営方針（案）、2ページ目の目指す方向性・主な取組については、9月1日の運営協議会でお渡しした資料とほぼ同じでございますので、変更となった部分についてのみご説明いたします。

まず1ページの資料でございますが、このページにおいて変更点はございません。ただし、この資料には、資料2の国民健康保険運営方針（案）の該当ページを記載しておりますが、方針案の本文に若干変更があったため、該当ページ番号が以前と変更となっております。そして運営方針案の本文の変更としましては、資料2の1ページ目の第1章の基本的事項の1「策定の目的」において、「将来的には国を保険者として医療保険制度を一本化する」という内容の文章がありましたが、時期尚早とのことで削除されております。また、7ページの「医療費の将来の見通し」については、以前は保留となっており数値が入っておりませんでした。今回は数値が入り、医療費等の推計方法が記載されております。

資料1の2ページをお開き願います。

左上にあります1の「国保の医療費・財政の見通し」の2「財政安定化基金の活用」の（2）特例基金の活用につきまして、以前は「国においてガイドラインの見直しが検討されているため、ガイドラインの決定後、納付金額を試算

の上、別途協議」することとなっておりますが、今回は「被保険者の保険料負担が急激に増加することのないよう、激変緩和の観点から、特例基金を県の国保特別会計に繰り入れて活用」することが記載されております。

また、その下の2「市町の保険料の標準的な算定方法」でございますが、項目の最後に激変緩和措置が追加され、国のガイドラインどおり、新制度への移行に伴って本来集めるべき一人当たり保険料額が一定割合を超える場合は、県繰入金等を活用して激変緩和を実施することが記載されております。

以上が1ページと2ページの主な変更点でございます。

次に3ページをご覧ください。

「激変緩和検討のための基準額の試算と措置の方法について」でございます。こちら、以前郵送させていただいた資料から変更となっております。まず、「1 試算の前提及び計算方法」でございますが、前回は平成29年度の保険給付費を見込んだ数値であったものが、今回は、平成30年度の保険給付費を見込んだ数値となっております。その値につきましては、直近過去3年度の実績をベースに国が試算した値を使用し、基準額は、改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町ごとに異なる一般会計繰入金や県調整交付金、保健事業費等を考慮しない、実際の保険料額とは異なる数値を使用しております。この表では、川西市は真ん中よりやや上でございます。

基準額の試算結果としましては、前回は平成27年度と平成29年度の比較でしたが、今回は平成28年と平成30年度を比較したのとなっております。その結果、本市の場合8.8%増加するという結果となっており、1年分に換算した増加率としましては4.3%となっております。

次に資料右上の「3 激変緩和措置の方法と財源」についてですが、今回の試算では保険料の伸びが1年分に換算すると県平均で1.8%増加していますが、その伸びに1%の解消幅を加えた値である2.8%を超えた部分を激変緩和必要額として対象市町に支給されることになっております。その結果、本市におきましては約1億3,000万円が入る予定となっております。

以上までが、国保制度改革の概要についての説明でございます。

会長

これまでのところで、ご質問はありませんでしょうか。

委員

前回の資料で8年という数字が入っていたと思いますが、それはそのまま残っているのですか。

国民健康保険

前回8年と記されていますが、必要経費が55億ぐらいかかるということで、

課長 8年間どういう形で激変緩和をしていこうかと思込みを立てていたのが前回だったのですが、今回は計画自体、運用方針自体が3年間ということで、3年間まではこういう方針でいって、3年後にはまた新たにゼロで考え直そうという形の案に変わっているということです、8年間というのとはなくなったということです。

委員 これを見ますと、2.8%以上のところが激変緩和措置ということだろうと思いますが、それ以下のところは実費ということですか。2.5%アップであれば2.5%アップでいくということですか、川西市には関係ないと思いますが。

国民健康保険課長 おっしゃるとおりです。今回はあくまでこの数字でしたら、2.8%を超える部分でないと激変緩和にはならないということにはなります。2.8%以内のところでは各市で上げるということにはなりますが、毎年今後も変わってきます。来年はここの1.8という数字がまた違う数字になりましたら、それプラス1%上乗せした部分までは各市で解消幅として引き上げてくださいます。

委員 ということは、2.8%で頭打ちということによろしいですか。平均以上のところは2.8%まではよくて、それ以上は国とか県とかが見てくれる。

国民健康保険課長 それ以上は激変緩和の対象になるという形の部分になりますので、詳しい部分で言いますと、この表の基準額をもとに算出することになるので理論値にはなってしまうのですが、例えばこの表でしたら28年度の数字が、川西の場合でしたら、121,691円の数字があるかと思います。それに2年間2.8%という増加率をかけていきます。それが30年度の激変緩和の基準値みたいな形になりますが、その金額と30年度の推計値の差額みたいなものを被保険者数にかけて支給しますという形になりますので、細かい計算でいうと難しい計算になってきますが、一定の理論値だと思います。2.8%の基準値をもとに理論値でみて2.8%を超える部分については一定額その部分を激変緩和としてお支払いしますよという算出方法になっています。

委員 激変緩和措置というのは全部出る訳ではないのですか。改革後のグラフの上の2つの激変緩和措置というところの分が全部出るということではないのですか。

国民健康保険課長　そうですね。あくまでここに書いている基準値自体が本来の税率とは異なっています。それは繰り返し書かせていただいています。実際に保険料額とは異なるというように書かれています。実際に保険料というのは今回、納付金をベースに考えている金額になるのですが、実際は保険税で算出しないといけないのは納付金だけではなくて、ほかに皆さんの健康増進のために保健事業も行っていきます。そういう歳出が別にあります。その歳出の部分も加えて税率を設定しないといけないこともありますし、各市個別に入ってくる公費もあります。そのプラスマイナスをしたあとで実際は税額の設定をします。これはあくまでこの前の段階と言いますか、そういったものを取っ払った1つの基準値です。

委員　それでは、必ず保険料が2.8%上がるというわけではないということですね。

国民健康保険課長　それだけではないです。ですから、保険税が上がらなくても激変緩和が入ってくるということはあり得ます。

会長　激変緩和という考え方で言えば、2.8%それ以上について激変緩和措置としますよということですから、そのままであれば、川西市の場合は2.8%保険料を上げなければいけない。単純に言えばそういう形になるのですよね。それにいろいろな調整が入って2.8%が下がるかもしれないということですね。場合によっては上がるかもしれない、こういうことになるわけですね。
ほかに何か皆さん質問はありますか。

委員　今の室長さんの説明で、激変緩和に必要な額1億3,000万といわれたのは、ここに書いてある1億2,938万5,000円のことですね。それで、②のところに必要な額見込みがあって、下に改革後のイメージのグラフというか表があるんですけど、ここに出ている平成30年度約12億円というのは、県全体の必要見込み額でよろしいですか。そのうちの1億3,000万分だけが本市の分にあたるという理解でよろしいですか。あとそれ以外でいうと、県のほうの話かも分かりませんが、もし12億必要経費を超えた場合は、県としては下に書いてあるように調整交付金で対応するという考え方に決まっているのですか。

国民健康保険課長　はい。おっしゃるとおり、県での必要額が書かれているということになりますし、算定8年間で55億という見積もりをしていたので、それなりにこの暫定措置、平成30年度は約10億円と書いていますが、30年度だけではなく

て今後は予算は減っていくと書かれていますが、少し出ていくというものがございませぬので、この範囲内で賄っていくということなので、当然足りなくなつた分については現状ここで対応できることは書いてあるとおりで方針としてもっていると思ひます。

委員 最後確認ですが、仮にも予算措置がなくなつてもその分は調交等で必ず補填されるという理解・考へは、はっきりしているのでしょうか。

国民健康保険課長 あくまで今後足りなくなつたときどうかということまでは、説明として私も聞いておりませぬ。そういう意味もあつて3年ごとに見直しがあるのかなと考へております。だから3年間は少なくともいけるだろうという見通しがありますが、今後はひよつとしたら範囲内という考へ方が3年後に出てくるかもしれませぬ。

委員 よくわかりました。

会長 一応、今回の制度改正で非常に大きな変動といひますか、保険料がアップするような場合については、こういう激変緩和措置という形で、激変を緩和しようという制度になっています。川西市の場合、激変緩和措置の対象に入るといひのが試算結果になっています。ほかに質問はございませぬでしょうか。
では、引き続きまして、資料3について事務局よりお願いしませぬ。

室長 資料3をご覧ください。

この資料では、納付金の金額と標準保険料率の算出方法及び標準保険料率の特徴などについて医療分、支援金分、介護分ごとに、記載してあります。

「1 医療分の納付金及び標準保険料率」でございませぬが、医療分の一般分の納付金額は、29億8,695万749円となっております。この金額は、先ほどご説明いたしました激変緩和分として支給される金額の内、約1億700万円を控除した後の金額となっております。

まず、標準保険料率についてでございませぬが、保険料負担を他市と比較しやすいように「見える化」するために、県が示した標準的な保険料率であり、兵庫県が策定した国民健康保険運営方針に定めたルール等に基づき算定をしてあります。

標準保険料率を算定するための手順1としましては、税率を設定する際には、市が支払うべき金額は納付金だけではないため、納付金額に、保健事業費など納付金額とは別に歳出が必要なものを加えたとともに、県繰入金など、保険税

以外に歳入が見込まれるものを控除した金額を算出いたします。その額が④にありますとおり約22億6,672万9,000円となります。

次に手順2といたしまして、現実的には収納率が100%ではないため、必要額を確保するために、収納率で割り戻した額を基に税率を算定する必要があります。使用している標準収納率は平成26年度から平成28年度の平均値の90.04%であり、その値で割り戻した結果、約25億1,746万8,000円となります。

最後に手順3といたしまして、表にあります所得、被保険者数、世帯数を基に、手順2で求めた金額を賄うための税率を算定いたします。その結果、所得割6.52%、均等割は2万6,278円、平等割は1万8,477円となっております。

ただし、所得については、普通調整交付金の算定に用いる賦課限度額控除後所得を使用しているため、実際の課税所得額と比べて高めに算出される傾向がございますので、市町村は、基本的に標準保険料率より高い保険料率を設定する必要がありますと言われております。

また、被保険者数や世帯数につきましても、県の推計値であるため、本係数が出た後、実際に税率算定をする際には収納率とともに市の推計値へ置き換える必要があります。

2ページをお開きください。

こちらは「支援金分の納付金及び標準保険料率」でございますが、支援金分の一般分の納付金額は9億9,798万1,875円となっております。標準保険料率については、医療分と同じく納付金額から調整を行った後、標準収納率で割り戻した約9億5,086万5,000円を基に標準保険税率を算定した結果、所得割が2.46%、均等割が9,936円、平等割が6,986円となっております。

3ページをご覧ください。

「介護分の納付金及び標準保険料率」でございますが、介護分の標準保険料率算定に必要な一般分と退職分を合計した金額は、3億3,140万7,192円となっております。この金額は、先ほど説明いたしました激変緩和分として支給される金額の内、約2,200万円を控除した後の金額となっております。そして医療分、支援金分と同じく標準保険料率について、納付金額から調整を行った後、標準収納率で割り戻した2億8,889万7,000円を基に標準保険税率を算定した結果、所得割が2.11%、均等割が10,963円、平等割が5,135円となっております。

近隣の標準保険料率につきましては、資料3の追加分として、本日お配り

しておりますので、また後ほどご参照ください。

資料4をご覧ください。

「川西市国民健康保険事業特別会計の科目の変更について」でございます。
この表は上下に歳入、歳出、そして左から順に平成29年度の科目と平成30年度の科目案、変更点を記載しております。

まずは歳入でございますが、③の国庫支出金から⑤の前期高齢者交付金までは、平成30年度から基本的には県単位化されるため、市の会計科目としてはなくなります。⑥の県支出金につきましては、29年度までは県負担金として高額医療費共同事業負担金、特定健診等負担金など、県補助金として財政調整交付金がありましたが、30年度からは保険給付費にかかる費用が支払われる保険給付費等交付金の普通交付金などが含まれています。⑧の共同事業交付金及び歳出の⑧共同事業拠出金につきましては、30年度からは保険財政共同安定化事業がなくなると共に、高額医療費共同事業の部分は、従来の制度趣旨を引継ぎ、負担金部分について、各市町村の納付金額から差し引いて調整することになったため、市の会計科目としてはなくなります。

次に歳出でございますが、②の保険給付費については、さきほどご説明しましたとおり、歳入の⑥の普通交付金でほぼ賄われることとなります。

③の後期高齢者支援金等、④の前期高齢者納付金等、⑦の介護納付金につきましては30年度から県単位化されるため、市の会計科目としてなくなります。

⑤の老人保健拠出金につきましては30年度から廃止となり、⑥の国民健康保険事業費納付金につきましては、30年度から新設となり、県から提示された額を支出することとなります。

資料の説明は以上でございます。

なお、今回資料でお示ししました納付金や標準保険料率はあくまで仮係数に基づいた試算であるため、年明け以降に本係数に基づく納付金額が県から示された際に、本市で課税すべき税率を試算し、税率改定について検討してまいりたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長

資料3について、何かご質問等ございませんでしょうか。

委員

3の介護分の納付金及び標準保険料率の被保険者数ですが、国保の被保険者数は33,563人で、ここが9,907人で、40歳以上がこの数字かと思いますが、それにしても少ないかなと思いますが、いいのでしょうか。

国民健康保険 課長	おっしゃるとおり、40歳以上ですが、64歳以下になります。
委員	65歳以上は。
室長	65歳以上につきましては、直接市が徴収する形になってございます。
委員	40歳から64歳までの人口がここに上がっているということですね。
室長	国保に加入されている方になります。
委員	わかりました。ちょっと少ないと思ったので。
会長	よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。資料1の説明にありましたように、医療分としての納付金についても保健事業、特定健診に関するもの、市として必要な経費がありますから、それをプラスする、その後、支援制度や県の繰入金いろいろな形で市の方に入ってくる、それを差し引いた最終的な数字、それに対して、100%の収納率であればそのままいいのですが、実際は収納率が90%程度なので、その収納率で賄えるよう割り戻すという形で計算されています。ご理解いただけたでしょうか。これらは仮の数字ですので、最終的には来年の1月ごろに最終の数字が示されるということですので、それを基に川西市として、来年度以降の税率がどうなるのか審議していく必要があると思います。
委員	長くやっても、仕組みがよくわからないのですが、興味があるのは、保険料が上がるかどうか。これを見る限り、上がりそうな雰囲気ですが、どうなのでしょう。
国民健康保険 課長	標準保険料率が一定のルールに基づいて作られているものです。隣の市とは、算定方式が違ったり、基準がそろっていないので、高いとも低いともいいにくいところがあるので、標準保険料率を示すという目的になっています。実際には、川西市として、さらに足さないといけない費用、さらに引けるものがあるとかここから調整していかないといけないものがありますので、1月以降に本係数が出てきてから示された金額を元に調整してみないと今のところ見込めないところがあります。ただ、一定の標準保険料率を今の料率と比べると近い数字です。激変緩和の対象になったのですごく上がるという危機感を持っていま

したが、あくまで仮ですが、標準保険料率の段階でいいますと、現在の税率に近い数字になっています。あとは、これが本係数に変わったときにどう変わるのかと思います。激変緩和で見ている上がり幅までは上がらないのではと今のところ思っています。

委員 4年前に上がったときの余りがあるのではと認識しています。保険料が上がったことで、医療費も下がって、けっこう余っていると認識していますが、それも使うのでしょうか。

国民健康保険課長 基金条例を作って積み立てをしていこうと考えております。一般会計からの繰り入れもありましたので、ここ数年、ようやく黒字会計になってきたという認識があります。国保特会では、1億円はすぐになくなってしまいう額と思っています。使うときには基金の目的に合致した運営に支障をきたさないような使い方をしていけないといけないと思っています。安易に使うのではなく、どうしても必要性があるときに精査をしながら基金をどう使うかを検討していけないと思っています。

委員 基金という形で残す方向で検討されているわけですね。

会長 財政が黒字になっているのに保険料が上がるというのは印象としてはあまり良くないというところがあります。実際の数字が出たら、議論させていただきたいと思います。

それでは、最後の科目の変更について、何かわかりにくい点等ございませんでしょうか。これまで、市独自で支出していたものが県単位という形となって抹消される、あるいは、県から市に交付金という形で出てくるなど、新しい科目が増える、そういうプラスマイナスになっています。

それでは、今までの委員の方の議論も含めて全体を通してのご質問ございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

委員 市町村単位でやっている当時の県内において、今回の県の統一で平均化されることによって、実力のほどがおそらく出てくるのではないかと思う。この辺が比較してみても近隣の市とか一番優良な市と一番不良な市と比べて川西市が、今回のことによって悪くなっていくのであれば何のためだと市民として思いますから、その辺、次回のときに詳しく出てきた際に実力の方からいって県統合以前と以後においてあまり差がないのか、あるいは有利になるのか、少なくとも不利になるのはいかがなものかと思っています。その辺の数値をわかるように示

していただきたいと思います。県一本になるので、おそらく悪いほうが有利になって、優良な大都市がカバーするようになるのでは想像では思うのですが、川西の実力がどこかわからないが、少なくとも不利にならないようになるんでしょうか。

会長

資料3の追加の表があります。それと資料1の3ページ目の表があります。事務局がどういう見解を持っておられるのか説明していただけるとわかりやすいのではないかと思います。

国民健康保険
課長

標準保険料率が新たな尺度になるかと思います。委員のおっしゃるとおり、市民の方からそのように思われるのは当然かと思っておりますが、今回の国民健康制度改革自体がそもそも市としてメリット・デメリットを述べていけば成り立たない改革であります。これは、最初に申し上げるべきことかと思っております。市町村ごとになると損とか得とかの話が出てきますが、そうやっていくと立ちいかなくなってくるのは目に見えております。そもそもの基盤を大きくしていこう、そして今までは川西市民の助け合いの制度だったのが、県内の各市同士で助け合っていこうと、そこが広がるということです。すごく損をするということがないように、ある程度医療費がかかりすぎているところについては、インセンティブを持たせるように医療費水準によって納付金額が多めに割り振られるようになっていきます。医療費適正化の取り組みによって、公費が保険者努力支援制度のように多く入ってくる仕組みが働いてくるようになっていきます。そこが一つの評価、それが出てくるのが標準保険料率で、さきほどの一覧としてありましたが、すべての要素が入っているので、川西のどこがいいからこの順番ですといえないようになっていきます。というのも、医療費水準による影響のところもあります。医療費が多くかかっているから、その分納付金が多く割り振られているから税率が上がったところもあります。一方で、収納率が低いためにその分多く集めないといけないということで税率が上がった市もあります。医療費適正化の取り組みがあまりできていないと国から多くの公費が入らなくて、そこが少なくなるのでその分上がっているなど、いろんな要素がすべてあの表に網羅されてくるかと思うので、一つ一つの分析は難しいですが、今後は標準保険料率を見ながら、そこで横と状態というのを比較されていく、あの表がそうなるかと思っています。

会長

将来的には、国全体として一本化が視野に入っているのではと思います。ほかに質問ございませんか。

それでは協議事項第2「その他」の項目に移りたいと思います。事務局から

何かありますでしょうか。

室長

今後の運営協議会の予定ですが、県から本係数に基づく納付金額が1月頃に出る予定となっているため、1月下旬に運営協議会を開催したいと考えております。開催のお知らせが直前になるかと思いますが、日程を調整の上、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。また、今後、国や県から資料等が来ましたら、適宜運営協議会を開催させていただくか、郵送等で情報提供をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。1月下旬に本係数に基づく運営協議会を開催したいと考えております。時間を調整いただきまして、ご出席賜りたいと思っております。

本日は、国民健康保険制度改革につきまして委員の皆様の活発なご審議をいただき、心よりお礼申し上げます。

これをもちまして、平成29年度第2回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上